

求職者に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

◇はじめに

当社は、就職活動中の学生や求職者に対するハラスメントを防止し、健全な採用活動を推進するため、ガイドラインを制定いたします。当ガイドラインの目的は以下の通りです。

- ・人権と尊厳の保護：学生や求職者が安心して就職活動を行えるようにする。
- ・社会的信頼の向上：ハラスメント防止に取り組むことで、企業の社会的信頼を高め、優秀な人材の確保につなげる。
- ・職場環境の改善：ハラスメントのない職場環境を整え、従業員の働く意欲や生産性を向上させる。
- ・法令遵守の徹底：労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法に基づく指針に従い、適切なハラスメント防止措置を講じる。

◇就活セクハラに該当する行為の禁止

- ・求職者の意に反する身体への接触、性的な冗談、容姿への言及など、あらゆる性的な言動を行いません。
- ・性的事実に関する質問（恋愛・結婚・性自認等）は行いません。
- ・SNS・オンライン面談・企業訪問など、すべての採用関連活動において、求職者が不安や萎縮を覚える行為を行いません。
- ・私的な食事や連絡の強要、個人的な誘いを繰り返すなどの行為を行いません。

◇安全な面談環境の提供

- ・面談は適切な場所で行い、密室での実施や不必要な接触を避けます。
- ・オンライン面談では、求職者のプライバシーに配慮し、時間帯・利用ツール・背景等に適切な配慮を行います。
- ・面談に関するルールをあらかじめ明確にし、求職者へ適切に案内いたします。

◇組織体制および従業員指導

- ・就活セクハラ防止のため、専用の相談窓口を設置し、求職者からの相談に適切に対応する体制を整えます。
- ・採用担当者および採用に係る当社従業員向けに、セクハラ事例や厚労省指針に基づく適切な求職者対応について教育を実施いたします。

◇相談を受けた際の対応

- ・相談を受けた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適切な対処を行います。

- ・相談内容や状況に応じ、担当変更など、求職者への配慮を優先します。
- ・必要に応じ、第三者機関との連携や専門家への相談を行います。
- ・プライバシー保護を徹底し、相談したことによる不利益な取扱いが生じないよう配慮いたします。

本ガイドラインに基づき、求職者のみなさまが安心して主体的なキャリア選択を行える環境づくりを推進します。

<就活セクハラ相談窓口>

株式会社日本工業経済新聞社 就活セクハラ相談窓口

電話番号：03-3822-1971

メールアドレス：soumu@ns.nikoukei.co.jp